

## 神戸市立工業高等専門学校ネーミングライツに関する規程

2025 年 4 月 1 日

規程第 1 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）が保有する施設その他の財産（以下「施設等」という。）の活用を通じて自己財源の確保を図り、本校の教育研究環境の向上のために実施するネーミングライツ事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体、若しくは法人等により構成された団体又は個人事業主
- (2) ネーミングライツ 事業者等が本校の所有する施設又はその他の財産（以下「施設等」という。）の名称に事業者等の名称、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を付与する権利
- (3) ネーミングライツ事業 契約により、本校がネーミングライツを付与した事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）に対し本校がその対価を得る事業

### (基本方針)

第 3 条 ネーミングライツ事業は、本校の施設等の本来の目的に支障を及ぼさない方法により実施するとともに、ネーミングライツ事業の対象となる施設等（以下「対象施設等」という。）の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないように実施しなければならない。

- 2 本校は、対象施設等に設定された愛称等を積極的に使用するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本校は、必要に応じて対象施設等の本来の名称を使用することがあるものとする。

### (契約期間)

第 4 条 ネーミングライツを付与する期間は、一の契約につき、原則として 3 年以上 5 年以下とする。ネーミングライツパートナーが契約期間の更新を希望する場合は、その理由を付して契約期間の末日の 6 ヶ月前までにその旨を本校に通知することにより優先的に交渉することができる。

### (審査機関)

第 5 条 対象施設等の選定、公募に必要な募集要項の策定、ネーミングライツパートナーの選考、命名する愛称等、ネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は運営改善会議で協議の上、校長が決定するものとする。

- 2 決定後校長は、ネーミングライツパートナーの決定までに理事会及び校務運営会議に報告し、速やかに神戸市公立大学法人とネーミングライツパートナーとの契約手続きを進めるものとする。

(募集)

第6条 ネーミングライツパートナーの募集は、原則として公募により行うものとする。

- 2 校長は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、公募によらずにネーミングライツパートナーを決定することができる。

(1) 本校との共同研究と直接関連する施設等にかかるネーミングライツ事業など特定の者以外では、ネーミングライツ事業が実施できない場合と認めるとき

(2) 第4条の規定に基づき、ネーミングライツパートナーと優先的に交渉するとき

- 3 ネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業者の募集に関し必要な事項は、ネーミングライツ事業ごとの募集要項に定めるものとする。

(応募)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の募集に応募することができないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。

以下「風営法」という。）第2条に規定する営業を営む者及び当該営業に類する事業を行う者

(2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者

(3) 社会問題を起こしている者

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者

(5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）。)

(6) 賭け事に係る業種に属する事業を行う者

(7) 公序良俗に反する事業を行う者

(8) 特定の政治、宗教又は思想等の活動を行う者

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされている者

(10) 国税、地方税等を滞納している者

(11) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業者となることが適当でない

と本校が認める者

- 2 ネーミングライツ事業に応募する事業者等は、ネーミングライツ事業申込書（別紙様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。
  - (1) 事業者等の概要を記載した書類
  - (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
  - (3) 法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたものに限る。）
  - (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
  - (5) 国税、地方税等を納入していること又は滞納していないことを証する書類（愛称等）

第8条 ネーミングライツパートナーは、契約期間内に愛称等を変更することはできない。ただし、校長が特に必要と定める場合はこの限りではない。

- 2 愛称等により第三者に損害が生じた場合の負担や第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとする。
- 3 愛称等は、対象施設等にふさわしいものでなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するものは、愛称等として設定することはできないものとする。
  - (1) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの。
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
  - (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
  - (5) 社会問題についての主義主張のあるもの
  - (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの。
  - (7) 本校又は本校以外の個人、団体若しくは組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの。
  - (8) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
  - (8) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの。
  - (9) たばこ若しくはアルコール飲料の広告となるもの又は喫煙若しくは飲酒を促すもの。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、愛称等として適当でないと本校が認めるもの。

（決定）

第9条 校長は、運営改善会議による審議の結果を踏まえ、ネーミングライツパートナー及び当該事業者が設定する愛称等の適否を決定する。

- 2 校長は、前項の決定をしたときは、第7条第2項の規定により応募した事業者等に対し、当該決定内容を通知するものとする。

（契約）

第10条 校長は、前条第2項の通知後、当該事業者等とネーミングライツに関する契約を締結するものとする。

(費用負担)

第11条 ネーミングライツ事業にかかる愛称等の表示にかかるサイン等の設置、維持管理、修繕及び原状回復にかかる費用は、ネーミングライツパートナーがネーミングライツ料とは別に負担するものとする。契約期間の満了及びネーミングライツの取消しに伴う原状回復に必要な費用も同様とする。

(ネーミングライツ料の納入)

第12条 ネーミングライツ事業者は、ネーミングライツ料を本校が指定する期日までに本校が発行する請求書により年度ごとに一括で納入しなければならない。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 校長は、前項ただし書の場合においては、ネーミングライツパートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(契約の解除)

第13条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業者の都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ事業者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、当該解除の理由を記載した書面（様式は任意）を校長に提出しなければならない。

(ネーミングライツの取消し)

第14条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ事業者が、法令等又はこの規程に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) ネーミングライツ事業者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、ネーミングライツ事業者から契約解除の申出があったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、校長がネーミングライツの付与を取り消すことが必要であると認めるとき。

2 校長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、ネーミングライツ付与取消決定通知書（別紙様式第2号）によりネーミングライツ事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、既納のネーミ

ングライセンス料を返還しないものとする。

(事務処理)

第15条 ネーミングライセンス事業に関する事務は、事務室総務課において処理する。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。